特279-308
1200501132340
特279
308

英國初學教育條例 十三

始

特279
308

第二条　學堂及ヒ各級生徒ノ習學セル室内ノ
頂格ヲ構設スルニ椽「コルラー、ビーム」（二個ノ又ハ連結集合シタル横木ヲ云）等ヲ以テスル凡ハ床ヨリ壁板ニ
至ルマテ必ス十一尺ヨリ低カラシムヘカラス
又「コルラービーム」ヲ横架セル頂格マテハ十四
尺以上ナラサルヘカラス
第三条　學校及ヒ寄宿所ノ外壁ヲ構造スルニ
若シ煉瓦ヲ以テスル凡ハ必ス其厚ヲシテ少ナ
クモ一煉瓦ニ尚其半ヲ加フヘシ若シ又石ヲ用
ユル凡ハ之ヲシテ二十「イニチ」ノ厚ヲ有セシメ

サルヘカラス

第四条　七歳以上ノ兒童ヲ教育スヘキ學室ノ門戸并ニ火焜ノ如キハ必ス適宜ノ位置ヲ計リテ之ヲ設クヘシ又其室内ノ一方ヲ全ク空濶ナラシメ以テ許多ノ拠架及ヒ寫字檯ヲ置クモ決シテ妨ケナキヲ得セシムヘシ

第五条　小兒ノ學室ト其他ノ學室間ニハ通常ノ出入スヘキ外他ノ廣濶ナル戸口ヲ開設スヘカラス如何トナレハ小兒ヲ教授スル氏ニ方リ其声響ヲシテ他ニ漏レサラシムルヲ以テ必要

トナセハナリ

第六条　小兒ノ教授ハ常ニ地上ニ於テスルヲ可トス而シテ小兒ノ數若シ八十名ヲ踰ル氏ハ其大サ不同ナル二個ノ長廊ヲ造営シ及ヒ稍成長セル小兒ニ用フヘキ細小ノ腰架并ニ寫字臺ヲ作成スヘシ

而シテ如何ナル小兒ノ長廊タリ氏決シテ八九十名以上ノ小兒ヲ容ルヽニ過クヘカラス

第七条　凡テ男女生徒ノ學室ハ其廣必ス二十尺ヲ踰越スヘカラス

幼稚ナル小兒ノ學室ハ必スシモ斯ノ如ク限制スルヲ要セス

第八条　各級生徒ノ室内ハ決シテ他ノ一部ヨリ他ノ一部ニ往来スヘキ通路トナスヘカラス

又學室ヨリ遊戯場或ハ庭園等ニ至ル通路トナスヘカラス

第九条　各級生徒ノ室ハ學室ト床ノ高低ヲ同一ニセサルヘカラス

第十条　各級生徒ノ室ハ窓牖ト直角ヲ做ス所ノ長廊ヲ備具セサルヘカラス

第十一条　學室及ヒ各級生徒ノ室ハ其中間ニ於テ限隔ヲ作ニ木材ヲ以テスヘカラス必ス條板土壁等ヲ以テ之ヲ區分スヘシ

第十二条　幼稚ノ小兒ハ決シテ年長ノ兒童ト同室内ニ於テ教授スヘカラス是其小兒ノ声響年長兒童ノ教授訓誨ヲ攪乱シテ大ニ妨害スルヲアレハナリ

第十三条　窓牖ハ必ス木鉄ノ類ヲ以テ玻璃ヲ簇セルモノヲ用ヰ以テ光線ノ直射ヲ隔ツ但厚板ヲ以テ暗黒ヲ致タスヘカラス

第十四条　窓牖ノ位置ハ床上四尺ノ処ヨリ下ニアラシムヘカラス

第十五条　窓牖ハ都テ巨大ニ之ヲ開クコヲ得セシムヘシ

第十六条　學室ヨリ厠所ニ至ルヘキ通路ハ男女之ヲ殊ニシテ備ヘサルヘカラス且其厠所ニ於ルモ亦區分スルヲ要ス然レ𪜈若シ之ヲシテ全ク別ニ建設スル能ハサレハ必ス其中間ニ於テ両邊ヲ遮断スヘキ物品ヲ設置スルコ無ルヘカラス

當今ニ至リテハ厠所ヲ設置スルモ其費用太タ僅少ナリ就中充分ニ水ヲ使用シ得テ常ニ之ヲ清潔ナラシムヘキ処ニ於テハ大ニ便利ヲ得ルモノトス抑厠所ヲ清潔ナラシムヘキニ就テハ大ニ注意スル所ナカルヘカラス則チ土管ノ四「インチ」乃至六「インチ」ナルモノ用井其厠所ト接スル処ニ於テ油脂若クハ石灰ヲ塗リ又其全体ニ洶藥ヲ糊シ以テ之ヲ灑掃スルヲ最良トス又地上ニ設ケタル厠所モ往々之ヲ使用シテ善ク其目途ヲ成就セルコアリ」

第十七条　厠所ハ数個ニ之ヲ區分セサルヲ得ス而シテ毎區介必ス一戸ヲ設ケ其中ヲシテ照明ナラシムヘシ

第十八条　児童ヲシテ厠所ニ至ラシムルノ通路決シテ寄宿所ノ前ニ於テスヘカラス

第十九条　男子及ヒ婦人ノ寄宿所ハ客廳并ニ厨房及ヒ其食器ヲ貯蔵スヘキ所又三個ノ寢室トヲ備具セサルヘカラス而シテ管轄者ノ許可スル所ノ最小ナル室方ハ則左ノ如シ

(a)　客廳ハ縦十二「フート」横十「フート」

(b)　厨房ハ縦十二「フート」横十「フート」

(c)　一個ノ寢室ハ縦十二「フート」横十「フート」

(d)　他二個ノ寢室ハ縦十九「フート」横八「フート」

以上表面ノ縦横ヲ云フ

(e)　客廳ハ八「フート」厨房モ亦八「フート」

是レ床ヨリ壁板ニ至ルノ高ヲ云フ

(f)　寢室ハ八「フート」是レ壁板ニ於テ頂格ヲ作ル尺ニシテ尋常壁板ニ至ルマテハ七「フート」頂格ニ至ルマテハ八九「フート」ナルヘシ

第二十条　寄宿所ノ構造ハ適宜ナル処ヲ計リテ其樓上ニ昇降スヘキ階梯ヲ設ケ客廳ヨリスルモ厨房ヨリスルモ又各寢室ヨリスルモ敢テ他室ヲ通行スルコトナクシテ直ニ昇降スルヲ得セシムヘシ

第二十一条　各個ノ寢室ハ必ス之ヲ樓上設クヘシ而シテ一々火炉ヲ附有セサルヘカラス

第二十二条　客廳ノ通路ハ厨房又ハ食器ノ貯処ニ接近シテ之ヲ設クヘカラス

第二十三条　寄宿所ト學校ノ間ニ決シテ内部ヨリ往来スヘキ通路ヲ開有スヘカラス

第二十四条　寄宿人ノ厠所ハ必ス別ニ建設シテ其學校ト區分離隔スル所ノ庭地ヲ有セシムヘカラス

第二十五条　學校ノ昇階ハ學室ニ接近シテ其外面ニアランコトヲ要ス

第二十六条　凡テ鐵造若クハ木造ノ家屋ヲ建築スルハ決シテ允許スヘカラス

第二十七条　小児學校ハ必ス之ニ接近シテ遊戯場ヲ設ケサルヘカラス

第二十八条　混合學校ニ於テハ其男女生徒ノ
為ニ區別セル遊戯場ヲ設ケサルヘカラス
第二十九条　凡テ遊戯場ハ水準ヲ的當ニシ且
能之ヲ乾燥セシメ墻壁ヲ施シテ嚴ニ囲繞セサ
ルヲ得ス

學務局并ニ校長ノ會計簿ニ就テ濟貧吏務
局ヨリ発行シタル命令

此命令ニ関シテ統學院ヨリ公発セル指令ハ
三百三葉以下ニ於テ詳明ナリ
此命令ニ附録セル附加条目ニ於テ去ヘル所ノ

學務局ニ関ス

首府學務局ノ檢査官并ニ他ノ學務局ヲ保有ス
ル各學區内檢査官ニ関ス
又是等ノ學務局書記官若クハ掌計官若クハ管
金者ニ関ス
及ヒ此他是等ノ吏ニ関係セル諸人ニ就テ命令
スル所トス
一千八百七十年発行ノ初學教育條例ニ拠ニ其
第六十章ノ条欵ヲ遵行セント欲スレハ上条ニ
去ヘルカ如キ諸件ハ他ニ関係スル所アルヲ以

テ更ニ濟貧支務局ニ於テ時々此条例ニ準拠シテ設タル學務局ノ會計簿ヲ掌管スヘキ方法ト斯ノ如キ會計簿ヲ檢査スル丁ト ニ関シ必要ナル規則ヲ作成スル丁ヲ得ヘシ

是故ニ濟貧支務局ノ局員タル我輩ハ斯ノ如キ條例ノ条款ニ照會シ我輩ヲシテ此支ニ從支セシムヘキ他ノ成文律ノ權勢ニ頼リ此命令ニ附録セシ附加条目第一ニ於テ云フトコロノ種々ノ學務局ニ就テ命令指揮ヲ做ス丁左ノ如シ

書記官并ニ掌計官ノ職掌

第一条 凡ソ學務局ノ書記官タルモノハ適當ノ期日ニ於テ局内ノ草案書中ニ記載セル処ノ金貨幣出納ニ就テ有司ノ口供セルモノ又ハ寄附ヲ做サシムヘキ命令其他一切局内ニ於テ貸幣管理ノ支ヲ登記セル諸般ノ稿冊ヲ悉ク謄写シ且其冊中ニ簇入スル二後章ニ記載スルカ如キ金銀會計管理冊ノ葉号ヲ録スル端冊ヲ以テスヘシ是或ハ他ノ約款ニ照會セント欲スル時ニ臨ミ該簿中ニ記スル所ヲ容易ニ発見シ得ラルヘキカ為ノミ

第二条　又書記官タルモノハ此命令中ニ附録セル附加条目(A)号ニ於テ示ス所ノ會計諸簿冊ヲ精密ニ記録シ能次条ニ示ス所ノ會計管理官ノ模式ニ從ヒ注意シテ之ヲ保護スヘキモノトス

第一　金銀會計管理官註解ヲ見ルヘシ　ハ適當ノ日ヲ以テ管金者ノ受收セル貸幣ノ數及ヒ學務局ヨリ指揮セル命令等ヲ悉ク登録スヘキモノトス而シテ斯ノ如キ簿書ハ毎半年ニ於テ決算セルヘカラス即之ヲ詳記スレハ毎年三月二十五日并ニ九月二十九日ノ兩期ニ於テ詳細明瞭ニ

之ヲ做スヘキモノナリ

金銀會計管理書ニ就テ統學院ノ指令ハ三百三葉ニ詳ナリ又會計出納原簿ニ就テノ指令ハ三百四葉ヲ一看スヘシ

第二　會計出納原簿ヲ前文ノ註解見ルヘシナルモノハ則學務局吏員或ハ一千八百七十年発行初學教育條例第十五条ニ拠リテ任用セシ校長ノ貸幣出納上ニ関シテ処置スル所ノ約款ニシテ會計管理官又ハ小會計管理官又ハ該校長ノ手簿中ニ登記セルモノヲ適當ノ日ニ於テ次条ニ示ス如

キ會計諸般ノ支件ト與ニ登録記載スヘキモノ
ナリ則其諸件ハ左ニ掲出スル所ノ如シ
教育主務ノ内閣會議委員ヨリ寄附スル所ノ給
與金
學區内ノ統計官ヨリ管金者ニ交付委托セシ金
貸ノ総額
何々學區ヨリ納ムル所ノ寄附金
學校謝金
児童ニ音籍ヲ賣關スルニ就テ受收スル所ノ総
金額

寄附ニ由リテ得ル所ノ眞正ナル利得即左ノ上
款ニ分ツ
(a) 學校又ハ教育上ノ用ニ供給スル外他ニ授
與賣却スヘカラサルモノ
(b) 學校及ヒ教育ニ使用セスシテ他ニ讓與賣
却スルヲ得ヘキモノ
動競學校ヲ扶助スヘキ為メ主室附屬ノ管庫者
ヨリ寄附セル金額
學務局吏員ノ給料
教師ノ給料

昏籍器械其他ノ文具費用
開版料昏信料報告料及ヒ官吏補任ノ告知料
地税并ニ借地料其他保險料
購買セル家賊ノ代料及ヒ掃除ノ賠償金
薪炭燃油等ノ諸費
購買セル土地ノ償金
學校ヲ建築シ或ハ之ヲ増築シ或ハ之ヲ改築ス
ル等ノ費用
家屋ヲ脩繕スル費用
學務局ヨリ支給スル學校ニ出席スル児童ノ月

謝金
何々學區ニ委托スヘキ寄附金
動競學校ノ費用
何々ノ為ニ生スル借金
衍
借金ノ利息
漸次ニ減省スヘキ資本金
合法ノ費用
一千八百七十年発行ノ初學教育條例第十五章
ニ據テ任用セル校長ニ交付スヘキ前給金

小會計管理官ノ費用

通常簿書ノ費用

以上ノ諸支件総テ其金ヲ出納セル月日ヲモ併記シ且其出納セシ方法ヲ詳載スル所ノ會計管理簿官并ニ校長ノ手簿ヲ參看シテ之ヲ登録スルヲ可トス

又此書記官ハ一千八百七十年発行ノ初學教育條例第十五章ニ拠テ任用セラレシ學務局ヨリ委托ヲ受ケテ學校資本ノ全額又ハ其一部ヲ領有セル校長ノ統轄スル學區内ノ各學校ニ於テ該局ノ指令スル所ニ從ヒ或ハ上条ニ去ヘルカ如キ會計出納原簿其他ニ於テ種々ノ區分セシ原簿ヲ用并以テ精細詳密ニ計算セサルヘカラス

然リ而シテ又斯ノ如キ會計簿中ノ校長ニ交付スル前金ト題号セル条下ニ於テ學校ノ為ニ該校長ノ受收シ又消費スル所ノ総金額ヲ詳啻記スヘキモノトス

第三　小會計簿（註解ヲ看ルヘシ）ニ於テハ則啻記官タルモノ、或ハ學局ノ指揮ヲ受ケ又急促ノ時ニ

際シテハ自己ノ權力ヲ以テ其受收スル金額中ヨリ凡テ五磅以下ノ會計ヲ做セシモノヲ登記シテ毫モ遺漏ナカラシムヘキモノトス而シテ此會計簿ハ四季毎ニ必ス決算シテ學務局委員ノ通常會議ヲ為ス氏或ハ檢數官ノ査閲ヲ做ス庶ニ方リ速ニ之ヲ呈進シ且其条款ヲ説明スルヲ可トス

小貸幣簿眷ニ就テ統學院ヨリ指令セシモノハ三百七葉ニ詳ラカナリ又摘要簿眷ニ就テノ指令ヲ着シト欲セス三百八葉ニ於テ之ヲ記載セリ

摘要簿眷前ノ註解ヲ着ルヘシ

支給セル學區中ニ於テ各學校ノ為ニ書記官タルモノヽ貸幣簿眷及ヒ學校貸幣簿中ヨリ毎歳ノ支給ニ関セル利得又ハ費用ニ就テ其要略ヲ摘抜書載スルモノナリ而シテ之ヲ摘抜スルハ此命令ニ附録セル附加条目ノ(B)ニ示ス所ノ如ク彼統學院ニ於テ要求スル會計上種々ノ事件ニ照準シ以テ記載スヘキモノニシテ其利得費用ハ之ヲ受收シ之ヲ交付スル仮令學務局中ノ

掌金者ニ於テスルモ又核長タル者ニ於テスルモ決シテ之ニ関渉セサルモノナリ

而シテ是等ノ簿冊ヲ決算スルハ一千八百七十一年ノ発行ニ係ル新定律例ト題称セシ文書中ニ登載シタル所ノ「ヴイクトリヤ」女王ヨリ親任シテ教育上ノ支務ヲ主理セシムル内閣議會委員ノ草案書第十三条ニ詳解スル如ク期年ノ終ニ方リ之ヲ倣スヲ以テ適當トス

學務局ノ會計簿ヲ管理セシムルカ為メ特ニ掌計官ヲ任用スルニ方リテハ則チ貸幣簿書并ニ小貸幣簿眉其他出納原簿摘要簿眉等ニ関係スル所ノ前ノ諸条ハ凡テ書記官ニ代リ之ヲ擔當管理セシムヘキモノトス

掌金者ノ簿眉

第四条　學務局ノ掌金者ハ此命令ニ附録セル附加条目(C)ニ於テ明示セル所ノ模式ニ従ヒ丁寧精密ニ其簿書ヲ管理センコトヲ要スヘシ如何トナレハ此簿眉ハ則學務局ノ會計上其受收シ其交付スル貸幣ノ総額ヲ記載スヘキモノタレハナリ且此掌金者ハ年々四回ニ其簿眉ヲ決算

シ毎月一回學務局ニ呈進シテ其閲覧ヲ請求スヘシ若シ局員ヨリ屡之ヲ閲覧センコトヲ要セハ一々之ヲ呈進スルヲ可トス而シテ之カ檢査ヲ為ス氏ニ方リテハ則其管理スル所ノ諸冊及ヒ銀行ノ簿書ヲ併セテ之ヲ檢数官ニ呈進セサルヘカラス

校長ノ會計ニ関係スルコト

凡テ校長タルモノハ會計ニ関スルコトニ就テ統學院ノ指令ヲ知ンコトヲ欲セハ三百九葉ヲ一看スルヲ可トス

第五条　一千八百七十年発行ノ初學教育條例第十五章ニ拠テ任用セル校長ニ米穀金銭ノ出納ヲ委任シテ全ク之ヲ管理セシムル氏ハ則其校長タルモノハ掌金者ノ職ヲ執リテ該學校ノ會計ヲ擔當スヘキカ為ニ學務局ニ請求シテ同僚中ノ一員ヲ特任シ或ハ更ニ斯ノ如キ吏員ヲ任用セシムヘシ

貸幣ヲ受收交付スルカ為ニ上条ニ云ヘルカ如キ校長ヨリ発スル所ノ命令ハ素ヨリ言ヲ待ス其他ニ於テ該校長ノ管理スル貸幣上諸般ノ草

案ハ総テ適當ノ時日ニ於テ之ヲ學校ノ艸案昏中ニ登録セサルヘカラス而シテ後条ニ記載セルカ如キ是等ノ叓ノ約款ヲ有スル貸幣簿昏ノ葉号ニ関スル端昏ハ亦之ヲ簸入セサルヘカラス

第六条　又學校ノ掌金者ハ此命令ニ附録セル附加条目(D)ニ於テ示ス所ノ摸式ニ從ヒ精密詳細ニ貸幣簿昏ヲ管理スヘキモノトス是レ其掌金者ハ學校ノ為ニ受收交付スル金貸ノ総額ヲ各頂下ニ於テ詳ニ登記スヘキモノナレハナリ

抑此掌金者ハ毎年三回ニ其貸幣簿昏ヲ詳算スルヲ要ス即之ヲ細説スレハ第三月二十五日第九月二十九日及ヒ上条ニ解明スル如ク學校期年ノ終リトニ於テナリ而シテ是等ノ時日ヲ過ル後ハ必ス附加条目(E)ニ於テ示ス所ノ摸式ニ照會シテ其決算昏ヲ學務局ニ呈進スル勉テ速カナランヿヲ要スヘシ且此簿昏ハ檢査ヲ為ス片ニ方テ其中ニ記載スル一切ノ受收交付ニ由テ生スル所ノ命令(草案書中ニ掲出スルモノト否ラサルトニ係ハラス)證昏ト共ニ檢数官ノ前

ニ呈セサルヘカラス

學頭

第七条　學頭ナルモノハ皆此命令ニ附録セル附加条目(ロ)ニ於テ示ス所ノ模式ニ従ヒ學校謝金トシテ其受領スル金貨ノ簿ヲ丁寧詳密ニ管理スルヲ要ス且其簿中ニ於テハ受領セシ所ノ金貨ヲ如何ナル方法ニ由リ使用セル等ノ支モ亦精細ニ表記セサルヘカラス

學校謝金ノ會計ハ毎週必ス之ヲ決算スヘシ而シテ若シ其學校ノ為ニ掌金者ヲ特命スルコアレハ則學頭ハ週尾毎ニ該掌金ニ此謝金ヲ交付スヘキモノトス然リト雖モ別ニ設ケサル所ニ従ヒ其方法ニ遵拠シテ該局ノ掌金者ニ之ヲ交付スルヲ要ス

又此學頭ナルモノハ學務局ノ委托ヲ受テ其管治所ノ書籍及ヒ其他ノ物品ヲ買求スルニ方リ詳ニ之ヲ計算シテ其消費スル所歳許剰金幾許等ヲ表示スヘシ而シテ斯ノ如キ計算簿ハ之ヲ半年毎ニ決算スヘキモノニシテ之ヲ詳説スレ

八第三月二十五日及ヒ第九月二十九日ノ兩期
ニ於テ之ヲ做シ枝長ノ要求スル毎ニ一々之ヲ
呈進シ以テ其閲覧ニ供セシムヘシ
且斯ノ如キ計算簿ハ総テ檢查ノ時ニ際シ檢数
官ノ前ニ呈セサルヘカラス
第八条　若シ學務局ニ於テ謝金ヲ集收シ且上
条ニ云ヘルカ如キ貯蔵物品ヲ擔當管理セシム
ルカ為メ特ニ一個ノ吏員ヲ任用スル氏ハ則其
吏員ハ上条所説ノ學頭ニ代リテ其職ヲ主治ス
ヘキモノトス

第九条　凡ソ學務局ノ書記官掌計官タルモノ
ハ毎半年ニ於テ必ス一般ノ出納原簿中ヨリ米
穀金銭出納ノ會計ヲ抄写シ別ニ一本ヲ作成ス
ヘシ是則附加条目ノ(G)ニ於テ示ス所ノ模式ニ
從ヒ前半年間ニ學務局ヨリ受收シテ既ニ用(費)セ
ル金額ノ會計其當ニ交給スヘキ貸幣ノ全額ヲ
表示スル所ノ決算簿ナリ而シテ又此書記官若
クハ掌計官ハ其決算簿ヲ學務局ニ出シテ之カ
檢閲ヲ受ルヲ要ス既ニ學務局ノ檢閲ヲ経テ會
長タルモノ之ニ信印シタル氏ハ則其書記官及

ヒ掌計官タルモノハ更ニ檢數官ノ貸幣簿ヲ檢
査スルニ方テ之ヲ呈進スルヲ得ヘシ

貸幣簿ヲ檢査スル事

第十条　書記官タルモノハ學務局若クハ其學
區中ニ設立セシ種々ノ學校ニ於テ半年間ノ會
計簿ヲ檢査スル為ニ時日ヲ決定シテ指示ス
ル所ノ報告ヲ得ル先ハ則速ニ次条ニ出スカ如
キ告知状ヲ発シ且其副稿ヲシテ學務吏員ノ集
會スル室内并ニ其戸外及ヒ檢數官ノ將ニ其貸
幣簿ヲ檢査セントスル各學校ノ門前ニ掲示シ
以テ之ヲ廣告セサルヘカラス乃チ其告知状ノ
摸式ニ至テ左ノ如シ

何々學務局

此學務局并ニ其統轄セル學校ノ會計ニ関セル
半年間ノ文書ハ悉ク之ヲ何年何月日ニ於テ何
々ニ置サルヘカラス而シテ該學務局ノ統轄セ
ル學區中ノ出稅人ハ皆総テ何年何月日ニ至ル
マテ學務局吏員ノ會議セサル時日ニ於テ適當
ナル時限ノ間該文書及ヒ貸幣簿ヲ開披シテ詳
ニ之ヲ檢閲シ且之ヲ謄写スルヲ得ヘシ上条ニ

云フ所ノ日何々ニ於テノ検査官何々ニ該學務
并ニ其統轄セル種々ノ學校ノ貸幣簿ヲ検査ス
ルコトアルカ故ニ上条ニ記載セシ貸幣簿中某ノ
支項ニ就テ異議アル所ノ出税人ハ皆其席ニ臨
ミテ陳論スルヲ得ヘシ然ルトキハ検査官之ヲ聴
了審決スルコトアリ因テ廣告スルコト斯ノ如シ

月日

何々學務局書記官

第十一条　學區局書記官或ハ其掌計官或ハ其
掌金者及ヒ校長タルモノハ會計簿ノ検査ヲ為
スヘキ三日前ニ於テ該局并ニ其統轄セル所ノ
諸學校ニ関スル前半年間ノ會計文書及ヒ會計
簿書ヲ併セテ學務局内又ハ其検査ヲ做スヘキ
処ニ於テ掲出セサルヘカラス而シテ其三日内
學務局吏員ノ會議セサル間ヲ以テ該學區内ニ
住スル出税人ハ書記官若クハ掌計官若クハ學
務局ヨリ撰任セシ吏人ノ目前ニ於テ文書并ニ
簿書ヲ熟覧詳閲シ且之ヲ抄録スルヲ允許スヘ
シ

第十二条　會計簿ノ検査ヲ為スニ方リ其定日

ヲ近期スルヿアレハ則書記官タルモノハ檢査
官ヨリ其報告ヲ受有シテ又前条ニ云ヘルカ如
キ方法ヲ以テ更ニ其檢査ヲ為スヘキ所ノ土地
并ニ其期日且斯ノ如ク檢査ヲ遅延スル會計ノ
報告ヲ併セテ掲示スヘキモノトス
第十三条　檢数官ハ半年毎ニ學務局ノ會計簿
并ニ該局ノ統轄セル學區中諸學校ノ會計簿ヲ
檢査スヘキモノニシテ即之ヲ詳説スレハ毎年
三月二十五日及ヒ九月二十九日ノ両期ヲ過ル
後ハ速ニ之ヲ做サヽルヘカラス然レ𪜈斯ノ如
キ期日ノ後十四日ヨリ速カナルヿアルヘカラ
ス
第十四条　凡ソ檢数官ハ檢査ヲ為ント欲スル
二方リ必ス十四日ノ間ニ於テ其土地并ニ期日
ヲ記載スル所ノ報告書ヲ作成シ之ヲ學務局内
ノ書記官ニ遞送スヘシ而シテ斯ノ如キ報告書
ハ其學務局ノ統轄セル學區内ニ於テ発行スル
一二ノ新聞紙ニ記載シ以テ普ク之ヲ廣告スヘ
キモノトス
第十五条　學務局ノ吏員若クハ學校ノ校長及

ヒ其他ノ人ノ如キ職務上ニ於テ撿数官ノ撿査ヲ為スヲ視察スヘキ義務ヲ有スル所ノ者ハ総テ其期日ニ於テ撿査ヲ為スヘキ処ニ参席スルヲ要ス而シテ其撿査上ニ関セル簿昏或ハ文昏或ハ指令昏或ハ契約昏或ハ證昏及ヒ受收交付ノ命令昏其他一切會計ノ吏ヲ記載シタル書類ハ悉ク之ヲ撿数官ノ前ニ呈進セサルヘカラス且是等ノ書類ハ其撿査ヲ為ス𪜈ニ於テ之ニ関係セル諸ノ出税人ヲシテ随意ニ展閲スル丁ヲ得セシムヘシ然リト雖𪜈撿数官ノ撿査シテ之ヲ裁決スルニ方リ毫モ妨害セシムル等ノ吏アラシムヘカラス

第廿六条　凡ソ會計簿ノ撿査ヲ為ニ方リ撿査官タルモノハ該簿中ノ書記計算等ニ注視シテ受收及ヒ消費ノ諸条ハ充分明細ニ記載セルヤ否ラサルヤ且其消費セシ金額ハ一々適實正當ニシテ果シテ證拠ノ憑信スルニタルモノアルヤ否ラサルヤ或ハ既ニ受收シ或ハ當ニ受收スヘキ金額ハ精細ニ計算セルヤ又其消費スル所ハ實ニ適當ナルヤ其如何ヲ詳カニシテ昏中ノ

冗費ニ係ルモノヽ如キハ之ヲ裁省シ又記録者
計算者ノ怠慢粗率等ニヨリ過當ノ金ヲ生スル
カ如キハ之ヲ其人ノ負債ニ皈シテ後來ヲ戒メ
法律上ニ於テ許可セサル所斯ノ如キ費用ハ全
ク廃弃セシムヘキモノトス
第十七条 前条速ル所ノ如ク檢査官ヨリ若其
ノ費用ヲ禁制シ或ハ多少ノ金額ヲ以テ其人ノ
負債トナスコトアル氏ハ則其決意ノ根理ヲシテ
詳ラカニ解明スル所ナカルヘカラス而シテ之
カ為メ愁訴シテ要求セルモノアルカ如キハ必
ス會計簿中ニ於テ該根理ヲ明細ニ記載スヘキ
モノトス
第十八条 又此檢査官ハ掌計吏檢人ノ做セル
計算簿及ヒ計算紙票等ヲ參考較正シテ其一致
合同スルヤ否ヤヲ檢閲確定スヘシ而シテ某ノ
掌計吏計算スルトコロ踈漏或ハ違算等ニヨリ
誤謬ノアルカ如キハ則更ニ之ヲシテ改算セシ
ムヘシ然ル氏ハ掌計吏ニ於テ詳密ニ其改算ヲ
為サヽルヲ得ス而ル後檢査官ハ始テ精細適當
ナル所ノ檢査ヲ為スヲ得ヘシ然レ氏斯ノ如キ

改算ヲ掌計吏ノ肯セサル氏ニ於テハ則檢數官自ラ之ヲ為シ其叓情ノ詳細ヲ學務局吏員或ハ校長ニ告知セサルヲ得ス

第十九条　檢數官ハ其檢查ヲ為スニ方リ計算ノ綿密ナランコトヲ要スル尤モ切ナルカ故ニ必ス種々ノ會計簿ヲ計算シ且學務局吏員或ハ校長其他會計簿ヲ有スル各吏員ノ為ニ決算簿ヲ作成スルセサルヲ得ス而シテ既ニ之ヲ作成シタル氏ハ則一二ノ語ヲ以テ其表面ニ記載シ之ニ捺印シ若クハ其姓名ノ頭字ヲ附記シ以テ其決算ノ誤謬ナキヲ證明シ且其檢查ヲ徹セシ時日ヲ記載スヘシ又金額ニ就テ檢查官ノ之ヲ適當ト思考スル氏ハ則其然ル所以ノ理ヲ斯ノ如ク其理ヲ書スルハ唯他ヨリ請求スル氏ニ於テノミ貸幣簿簽中ノ一部ニ於テ他叓ヲ錄セサル所ニ登錄スヘキモノトス

第二十条　凡ソ貸幣簿書中ニ於テ決定セシ出納ノ金額若クハ其簿中ノ約款定規其他之ニ關係セル所ノ證書指令等ニ依テ大ニ不利ヲ生スルカ為ニ出稅人或ハ他人ヨリ愬訴スルコアレ

ハ則檢数官タルモノハ之ヲ聽取スルヿアルヘシ而シテ斯ノ如キ愁訴ノ由テ生スル所以ヲ査閲シ其是非ニ就テ裁決ヲ做サヽルヘカラス且斯ノ如キ之ヲ裁決スルニ方テ若シ其道理ヲ記載センヿヲ要求スルモノアレハ仍ホ前条ノ禁制ヲ為シ債ヲ負ハシムル時ノ如ク檢閲スル所ノ該簿昏中ニ於テ之ヲ登録スヘキモノトス

第二十一条　凡ソ檢数官ノ檢査ヲ做スニ方リ會計簿或ハ其中ニ記載スル約欵定条ノ精密ナラサルカ為ニ欵件ノ生スルヿアレハ則學務局及ヒ各般ノ學校ニ於テ簿昏券状等ヲ管理シ金貸ノ出納器械ノ購買ヲ擔當計算スル所ノ吏員若クハ校長ヲシテ參席セシメ其疑件アル簿昏或ハ其約欵定條ニ就テ之ヲ査問シ且其法律上ニ於テ要シ得ル所ノ貸幣簿又ハ出納原簿等ヲ出サシメ精細ニ之ヲ檢閲シ得ヘキモノトス

第二十二条　若シ此檢数官ニシテ學務局吏員又ハ校長タルモノヽ該局内若クハ學校所属ノ貸幣器械等ヲ略奪占領スルカ如キ不正ノ吏アルヲ発覺シ或ハ之ヲ欽乏損壞スルカ如キ過失

ヲ審知セシ片ハ其略奪欽乏スル所ノ金額又ハ占領損壞スル所ノ什具ヲシテ之ヲ其本人ニ辨償セシムルヲ以テ適當利便ト為スニ於テハ其辨償セシムル所以ノ支情ヲ書記シテ之ヲ學務局ニ報告セサルヘカラス

第二十三条　既ニ上条ニ云ヘルカ如ク檢数官ハ學務局ノ出納原簿及ヒ各學校ノ貨幣簿冊ニ就テ種々ノ會計ヲ全ク檢査シ了ル片ハ則其簿中ノ決算セシ条下ニ於テ必ス次條ニ示ス所ノ如キ證冊ヲ記載セサルヘカラス

余ハ既ニ學務局ノ出納原簿及ヒ各學校ノ貨幣簿冊ニ就テ種々ノ會計ヲ檢査シ又掌金者ノ保證アルヲ以テ他ニ償却セシ所ノ金額ヲ比較シ此記載ノ全ク精確的當ナル事ヲ信用證明セリ而シテ其貨幣簿中ニ決算スル何磅金ハ目今會計ヲ做シ終ル片ニ於テ掌金者ノ所有スル簿中ニ決算スル所ト合同一致セサルハナシ且此簿中ニ於テ學務局ノ未タ費用セサル所アレ片竟ニ其費用スヘキ金額何磅金ナル事ヲ證明セリ是レ掌金者ノ簿冊中ニ記載セル所ト貨幣簿冊

中ノ決算ト全ク合一セルモノナリ若シ其差異アル時ハ必ス證書ノ裏面ニ於テ之ヲ解明スヘキモノトス

月日　檢印

檢數官

凡ソ他ノ簿書ヲ檢査セシ時ニ於テモ亦其檢査セシ所ノ證書ヲ記載シ尤ニ其月日ヲ詳記シテ之ニ檢印セサルヘカラス

第二十四条　學務局ノ貨幣簿ヲ檢査スル毎ニ檢數官タルモノハ其簿中ニ於テ會計書記載セシ所全ク統學院ヨリ指令シタル簿書ニ準則セルト否ラサルト又濟貧支務局ヨリ指令セル所ノ摸式ニ乖戻スルナキヤ否ヤヲ此命令ニ附録セシ附加条目(H)ニ於テ明示スル如ク其摸式ニ照拠シテ統學院ニ之カ記簿ヲ遞送シ且其副本ヲシテ學務局ニ傳達スヘキモノトス

第二十五条　若シ此命令ニ由テ會計支務ニ関係スヘキ人ノ其未タ檢査ヲ施行セス或ハ未タ之ヲ終ラサル二方リ其職ヲ辞スルコアル二除シ學務局吏員又ハ校長ニ於テ要望スル所アル

カ如キハ必ス半年毎ニ檢數官ニ進呈スヘキ所ノ模式ヲ以テ該局又ハ該校ノ為ニ之ヲ擔當保持シ或ハ之ヲ集收受領シ或ハ之ヲ交給分與スヘキ所ノ貨幣物品等総テ真成完全ノ計算ヲ做シ而シテ從来其関係セシ残金并ニ簿冊ニ冊紙票等ヲ併セ之ヲ該局吏員若クハ校長タルモノニ傳達セサルヲ得ス且次回ノ檢査ニ於テ檢査官ヲシテ必ス之ヲ檢閲算當セシムヘシ若シ金額ノ欽乏遺失等アルカ如キハ檢査官ニ於テ其人ノ負債ト為スヿアリト虽尼之ヲ畏縮嫌忌スル等ノ事アルヘカラス

第二十六条　凡ソ自ラ好ンテ此命令ヲ施行スヘキ吏員ノ義務ヲ多少成就セント欲スル者ノ如キハ之ニ関係スルニ於テ恰モ該吏員ノ命令ヲ受ケテ會計簿ヲ呈進スル時ノ如ク同一ノ方法同一ノ模式ニ從ヒ其會計簿ヲ呈進スルヿアルヘシ

第二十七条　凡ソ命令冊中ニ用フル所ノ語ニシテ局ト称スルモノハ學務局ヲ謂ヒ校長ト称スルモノハ學務局ノ支給セル各學校ノ長ヲ謂

ニ又學頭ト称スルモノハ時トシテ女學頭ヲ兼
称スルヿアリ
第二十八条　此命令ニ於テハ只單数ニシテ男
性ノミノ字ヲ用フルト虽ヒ文章中其當ヲ失セ
サル片ハ單数復数ヲ論セス又男性女性ヲ問ハ
スシテ之ヲ用フルヿアルヘシ
第二十九条　此命令ニ云フ所ヲ遵奉スルニ方
テ別ニ他ノ妨害ナキ片ハ則學校ノ期年ハ毎年
第三月二十六日ヲ以テ之ヲ始トシ又一週ノ期
ハ學務局ニ於テ集會セル日ヲ始トナシ其ヨリ

七日ヲ経ルヲ以テ週尾ト為スヘシト虽ヒ他ニ
失當ノ事アルカ如キハ之ヲ能シ得ヘカラス

附加条目(A)

何々學勢号

貸幣簿書

出金ノ部

證書号數

草案書葉數 ✱

月日

貸幣交付人姓名

受收金条目

惣金額

「ポンド」

納	
貨幣受收人姓名	證書号數
月日	草案書葉号
	納金算計
	摘要書葉号
	出納原簿葉号
	「ペンニー」
	「シルリング」

金ノ部	
交付金條目	惣金額
「ポンド」	「シルリング」
「ペンニー」	出納原簿葉号
摘要簿書葉号	負金算計

※受取及ヒ交付上ノ支ハ學務局ノ指令ヲ參考

ス可シ固リ此支関係ノ指令草案書中ニ記載ス
ルモノヲ云フ

附加条目(A)

何々學務局
出納原簿

出金ノ	月日	會院簿書葉号第一注ヲ見ヨ	第二注ヲ見ヨ
何々貨幣			

月日	貨幣簿書葉号
何々貨幣	

部	「ポンド」	「シルリング」	「ペンニー」

「ポンド」	「シルリング」	「ペンニー」

※小貨幣簿書ヨリ抄寫セル書載ハ貨幣簿書ト
書記セス代ルニ「ピ」「ピー」スイー」ノ文字ヲ書記ス可シ
是レ通常ノ貨幣簿書ヨリ抄寫スルモノト混合
セシメサランヲ欲シテナリ「ピー」ハ「ペッチー」(ホナル)ト
ハケーシュ」(貨幣簿書)ト云フ語ノ頭字ニシテ「スイ」
學校長ノ會計簿中ヨリ抄寫スル所ノ書載ハ該
學校ノ名ト其算計ノ時限トヲ附記スルヲ法トス

附加条目(A)

何々學務局

小貨幣簿書

出金ノ部				
證書号數				
月日				
貨幣交付人姓名				
受收金ノ條目				
惣金額 「ポンド」 「シルリング」 「ペンニー」				

納金ノ部				
證書葉号				
月日				
貨幣受收人姓名				
交付金ノ條目				
惣金額 「ポンド」 「シルリング」 「ペンニー」				

出金算計				

摘要簿書

何々學務局

校名

受收月日

貨幣簿書葉数共

二學校會計時限

一千八百何年何月日ニ於テ

受収金ノ部

- 教育主務内閣議會委員ヨリノ給與金
- 寄進ニ由テ得ル
  - 學校教育ノ支ニ用フル
  - 由ノ外他ニ與フヘキモノ
  - 成 真
  - 學校教育ノ支ニ用フル
  - 外他ニ與フ
- ノ利益 可カラサルモノ
- 學費税
- 學校謝金
- 兒童ニ賣却セシ書籍ノ代料
- 諸般ノ收納
- 全數
- 交付月日

終リシ何年間金額 一千八百

一千八百

貨幣簿書葉數并ニ學校會計時限何年何月日ニ終リシ何年間ノ全數

交附金						
下ニ云フ所ノ各員給料					書籍器械并ニ文具料	
教師	助教師 ※	約束ヲ定メテ任用セシ	學生教師	教補		

ノ部					
薪炭蝋油料	家什ヲ易置掃除費用	造營費用	借料地税及ヒ保險料等	諸雑費 ※	全數

※逐一開款シテ詳説ス可シ

附加条目(B)

一千八百七十何年何月ニ於テ終リシ一年間ノ決算書

何々學務局

一千八百七十何年ニ於テ終リシ一年間何々學校ノ利得及ヒ費用ノ惣額即其年間實際ニ受取シ實際ニ費却セシ惣數ヲ示スモノナリ

一千八百何年ノ何々ニ於ケル所有金若干

利

第一　教育主務内閣議會垂負ノ給與金

寄進ヨ(a)學校教育ノ支ニ用フルノ外

(b)何々學校及ヒ教育ノ支ニ用フルノ外他ニ交與スヘカラサルモノ

第二　學費稅若干

第三　學費稅其他ニ交與スヘカラサルモノ

第四　學校謝金即童男何磅金童女何磅金小兒何磅金

第五　兒輩ニ賣却セシ書籍ノ代料何々

他ノ原因ニ由リテ生スル利得

第六　文學及ヒ技藝ノ支ニ注意スル場処ヨリ寄附即スルモノノ其他何々ヨリスルモノ

一千八百何年何々ニ於ケル費用金何々

全額

晝間學校

別ニ算計簿ヲ用フル夜學校

全額

費

一千八百何年何々ニ於ケル費用金若干

第一 給料

(a) 教師

(b) 助教師

(c) 約束ヲ以テ任スル教師

(d) 教師補

童男	
童女	
小兒	

用

第二 書籍器械及ヒ文具料

第三 薪炭蠟油料

第四 家什ヲ易直シ及ヒ掃除費用

第五 家屋修繕料

第六 借料地稅保險料等

第七 雜費

全數

一千八百何年何々ニ於ケル所有金何々

昼間學校	
別ニ算計簿ヲ用フル夜學校	
全數	

米惣金額皆只貨幣ヲ以テ交付スル時ニ於テノミ之ヲ登記ス若シ褒賞或ハ計可ヲ受ケ其代金ヲ直ニ受取セサル時ハ只其實ノミヲ登録シ決シテ會計簿中ニ其價値ヲ登録スヘカラス

今予カ記載スル所ノモノハ自己ノ識見ヲ盡シ平生信用スル所ニ從フモノニシテ上条ニ載示スル一千八百何年ニ終リシ會計上実ニ受收費却セシ金額ハ固リ確的ナルモノニシテ其摘要簿書上記スル所ト全ク一致符合スルコヲ確定ス

月日　學務局書記官

附加条目(C)

當計者簿書

何々學務局

一千八百七十何年何月日ニ於テ終リシ半年間受收交付スル所ノ金額

何々學金者

受收金	月日	交付人姓名	會計簿号符	惣金額	「ポンド」	「シルサンソク」	「ペンニー」	全數	何々
費	費却セシ月日	命令ノ月日						決算	何々

用	受納者姓名	惣金額	「ポンド」	「シルリング」	「ペンニー」

註解　此會計簿ハ四季毎ニ必ス決算スヘキモノトス而シテ其既ニ決算セシ簿冊ハ掌計者タルモノ之ニ信印ス可シ

附加条目(D)

何々學務局

何々學校

學校貨幣簿書

出納ノ部

月日	證書号数	草案書葉号	交付人姓名	受納金条目	學務局ヨリノ前給金	寄(a)學校或ハ
	｜	木		十	ポント シルリング ペンニー	ポンド

受

納金ノ部

月日	證書号数	草案書葉号	受收人姓名	交付金条目	給料 (a)教師	給料 (b)助教師	給料 (c)約束ヲ以テ任スル學生	給料 (d)教師補	書籍器械及ヒ賛料
				十	ポンド シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー	ポント シルリング ペンニー	ポント シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー

收

進ニヨリ生スル真成ノ利得		學校謝金	児童ニ賣却セシ書籍ノ代料
教育ノ事ニ用フル外他ニ交與スヘカラサルモノ	(b)學校及ヒ教育ノ事ニ用フルノ外他ニ交與スヘキモノ		
シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー	ポント シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー

費

薪炭蠟油ノ料	家什ヲ易置并掃除ノ費用	家屋修繕ノ費用	借料地税及ヒ保険料等
ポンド シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー	ポンド シルリング ペンニー

他諸般利益	ポンド シルリング ペニー
全数	ポンド シルリング ペニー

米若シ校長ノ指令草案書中ニ記載スルコアル時ハ則受収交付等該指令ヲ参考スルヲ可トス

十又臨時受納スル時日及ヒ校金ヲ出スキハ其之ヲ出ス地ト目的トニ就テ別ニ記載スル

雑費	シルリング ペニー
全数	

1アリトス

キ臨時交付スル時日給料等ハ之ヲ交付スル地ト其目的トヲ別ニ記載スト雖ホ前条ノ如シ

2此条下ニ於テハ会計上一定ノ条ニ属スル件款ヲ記載スヘシ

附下条目(E)

何々学務局

一千八百何年分何年ヨリ何年何々ニマテニ何々セシ学校長ノ受収費却セシトコロト其當サニ交付スヘキトコロトヲ

何々学校

示セル會計簿ノ書記

表示

受

何々所有金

第一 學務局ヨリスルモノ何々

第二 寄進 ヨリスルモノ
- (a) 学校或ハ教育ノ何々
- (b) 学校及ヒ教育上ヲモノ何々 *

第三 學校謝金即童男何磅金童

第四 兒童ニ買却セシ書籍代料

第五
- 何々ヨリスルモノ *
- 何々ヨリスルモノ *
- 他ニ原由アクテ得ルモノ

何々費用

*標ハ皆逐一閲數シテ詳記ス

十 全額受納金何磅
殘金何磅
学校會計出金何磅
学務局ヨリノ寄附金何
出納原簿葉号

收

所用ノ外他ニ交與スヘ *
事ニ用フル外他ニ交與スヘ

女何磅小児何磅

ポンド
シルリング
ペンニー

ヘチラ示スモノナリ

何々磅

出納原簿葉号

摘要書葉号

ポンド
シルリング
ペンニー

出納原簿葉号

学校會計上納金何磅

残金何磅

十全費用金何磅

全數何磅

X標ハ逐一開款シテ詳説スヘキヲ示ス

何々所有金若干

第七 雑費 何々ヨリスルモノ

何々ヨリスルモノ

第六 借地税及ヒ保険料

第五 家屋修繕費用何々

第四 家什ヲ易置シ及ヒ掃除費用

第三 薪炭蠟油料何々

第二 書籍器械文具料何々

第一 給料

教師

助教師

約束ヲ以テ任スル学生教師

教師補

何々費用金

何々

ルモノナリ

男童	ペンボンルンニリード	ペンボンルンニリード
女童	ペンボンルンニリード	ペンボンルンニリード
児小	ペンボンルンニリード	ペンボンルンニリード

出納原簿葉号

摘要書葉号

ポンド

シルリング

ペンニー

ポンド

シルリング

ペンニー

十 学務局書記官此多寡ヲ定メテ之ヲ記ス

校長ヨリ交付スヘクシテ未タ交付セサルモノ

学記或名姓主債	旨趣要	
	金數何々	一。ポンドニシテ

一千八百何年何月日ニ於テ上条ニ稱名スル学校ノ掌計者之ヲ定ム

附加条目(ロ)

學頭ノ管理スヘキ會計簿摸式

一千八百七十何年何月日ニ於テ終リシ一年間ノ謝金ニ就キ學頭ノ會計簿

何々學務局　　何々學頭

前一週算計						
学校中児童人員	男子	女子	毎週納ム	四ペンニー 男	四ペンニー 女	三ペンニー 男	三ペンニー 女
全數							

税費學キヘ					
	二ペンニー		一ペンニー		
	男	女	男	女	男	女
週間惣税 ポンド						
前週残金 ポンド						
受収全額 ポンド						
新 共週間謝金額 ポンド						

二受収セシ者又残餘セシ者				
残金ト為スヘキモノ	全數	従来残金	宥免金額	宥免指令
ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	

掌計者ニ交付スル金額 ポンド

交付月日

掌計者姓名冠字

氷一日出校スル児童ノ数ヲ計算シテ斯ニ記スヘシ

一千八百七十何年何月日於テ終リシ半年間貯藏物品

何々学務局

貸物　何々學校

在来物品　何々學頭

新備物品

貸品買雑書号数或ハ之ヲ給與シタル商人姓名

在来物品新備物品　全數

費却セシ者

學生ノ為メ

教師助教師ノ為メ及ヒ學校雑費

貯藏タルヘキ物		
費却セシモノト雖貯フヘキモノトノ全数		
考証		

附加条目

何々學務局

一千八百七十何年何月日ニ於テ終リシ半年間ノ利潤費用及ト當ニ交附スヘキ金額

會計

一千八百何年何月日ニ於ケル所有金

第一　教育主務内閣議會委員ヨリノ給與金

第二　統計局ヨリ掌計者ニ交付セシ金額　何々

第三　何々学區ヨリノ寄進金何々

第四　學校謝金若干

第五　児輩ニ責却セシ書籍代料

第六　寄附ニ由リテ得ル利益
(a) 学校教育ノ事ニ用フル外他ニ交付スヘキモノ
(b) 学校教育ノ事ニ用フル外他ニ交付スヘカラサルモノ

利

得

第七　女王國幣局より動産學校補助ノ為メニ寄附スルモノ

第八　借用金　何々ノ為メニスルモノ　何々ノ為メニスルモノ

第九　他ノ諸般ノ利益　即文学技藝ニ注意スル処ヨリ交付スル何々ヨリ得ルモノ若干

一千八百何年中費用金若干

ポンド

シルリング

ペンニー

費

一千八百何年ノ費用金

第一　學務局官吏給料

第二　学校教師給料

第三　書籍器械文具料

第四　閲覧書信報告書料

第五　借料地稅及ビ保険料

第六　器械購求掃除費用

第七　薪炭蠟油料

第八　土地買求代價

用

第九　學堂造営改築費用
第十　家屋修繕費用
第十一　学務局ヨリ支給スル生徒謝金
第十二　何々學區交附寄進金若干
第十三　動競学校費用
第十四　借債利息
第十五　交還スヘキ債
　　何々ノ為ニスルモノ
　　何々ノ為ニスルモノ
第十六　資本金ノ減省スルモノ

第十七正当合法ノ費用

第八　雑費
　　何々ニ由リテ生スルモノ
　　何々ニ由リテ生スルモノ

船ヘ積ム

一千八百何年ノ残金
掌計者ノ手ニ在ルモノ何磅學務局
ヨリ指令シ掌計者ノ手ニ交附スヘキモノ何
又貨幣簿簿人ノ有スルモノ及ヒ学校
長ノ手ニアルモノ

ポンド
シルリング

ペンニー

一千八百七十何年何月日之ヲ記ス書記官又ハ掌計官

半年ノ末ニ至リ學務局ヨリ交給スヘキ金

ポンド	シルリング	ペンニー	要望趣旨	債主姓名或ハ記号
			全數何々	
			前半年同様時限ノ末ニ於テ交給スヘキ金額	此前半年交付スヘキモノトノ比較 増減何々

ポンド

シルリング

ペンニー

半年間 共半年間 如々上増減 ハ何々之々 公用前何々 上条費以用 問右費

此ノ會計ノ方法ハ余之ヲ「ヴィクトリヤ」女王治世第三十三年及ヒ三十四年発行ノ条例書第七十五篇第五十九章ニ於テ示セル所ニ從ヒ検査シ了リテ其之ヲ施行スヘキヿヲ確信ス

一千八百何年何月日

會長

且是一千八百七十何年何月日ニ於テ査計官某受収シテ之ヲ允許

ス(或ハ共変換スルニ所ニ従テ之ヲ許可)ルモノナリ

附加条目(H)

査計官手書

一千八百七十何年何月日ニ於テ終リシ半年間何々学務局ノ簿書ニ就キテ記セルモノナリ

此簿書ハ書記官或ハ掌計者某氏掌金者某氏及ヒ学頭某氏ノ管理スルトコロニ係ルモノタリ

範

A

模

貨幣簿書

出納簿書

小貨幣簿書

摘要書

掌金者簿書

者金掌

者計掌校学ハ或頭学

謝金簿

貯藏物品簿

B

書簿ルヲ成作ニメ為ノ校学ルナ別殊

名校

者 會 掌

貨幣簿書

官計掌校学及頭学

謝金簿

貯藏物品原簿

右簿書ノ検査ハ一千八百七十何年何月日之ヲ

確定ス

一千八百七十何年何月日

査計官

而ルニ此簿書中挙クル所ノモノニシテ全ク放棄シ或ハ管理ノ至ラサルモノ等ハ査計官ニ於テ其全ク放棄セラルヽモノハ則全ク放棄セラルヽヿヲ明書シ其管理ノ至ラサルモノハ則管理ノ至ラサルヿヲ記スヘシ而シテ査計官ノ要トシ視ル所ノモノヲ揚テ之ヲ他ノ一辺ニ書記シ以テ其管理ノ至ラサル所以ノ原因ヲ示スヘ

成氏識

キモノトス

附加条目(I)

學務局目録

〔此附加条目中学務局并ニ會計関係ノ指令ニ就キ彼是両局ヲ同視スヘキモノアリ三百三十五葉ヨリ三百四十三葉ニ至ルマテヲ参考スヘシ〕

此目録八一千八百七十一年七月三日余輩ニ交付セラレシ公所ノ印ヲ信スルモノナリ

LS

會長「シエームス、スタンスフェルド」

書記官「ジョンチー、ハイベル」止

終